

📖 国家外貨管理局による「外貨業務管理を更に強化する問題の通知」の公布について

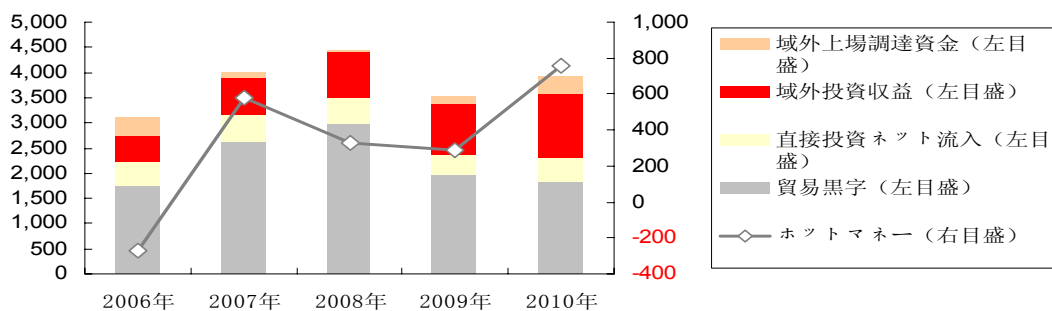
2011年3月31日  
第28号

企画部 調査課

2011年3月18日付で、国家外貨管理局より「外貨業務管理を更に強化する問題の通知」（匯發[2011]11号 以下「通知」と略称）が公布され、4月1日より施行される。同「通知」は2010年11月に国家外貨管理局が公布した外貨管理強化関連通知<sup>1</sup>に続き、外貨流入・人民元転への管理強化措置となっている。

一部のホットマネーを含む外貨流入が加速している背景下、中国政府はクロスボーダー資金流動についてのモニタリングや監督管理を強化しつつある。クロスボーダー資金流動についての初めての報告となる「2010年中国クロスボーダー資金流動監視・測定報告」（以下「報告」と略称）が2011年2月、国家外貨管理局より発表されたが、「報告」によると、過去10年間、ホットマネーのネット流入額は年平均およそ289億ドルで、同期の外貨準備高増加額の約9%を占めた。同「報告」は、大規模なホットマネー流入は見られないと結論づけたものの、中国当局はホットマネーの流入に対して相当高い警戒感を有していると思われる。（過去5年間のホットマネー<sup>2</sup>流入推移は下表ご参照）。

【過去5年間ホットマネー流入推移表】



「2010年中国クロスボーダー資金流動監視・測定報告」に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)企画部調査課作成

<sup>1</sup>国家外貨管理局による「外貨業務管理を強化する問題の通知」（匯發[2010]59号）。詳細については、当行2010年11月11日付のBTMUC(China)実務・制度ニュース・レター第16号をご参照。

<sup>2</sup>ホットマネーの計算方法：  
ホットマネー＝外貨準備増加額－（貿易黒字＋直接投資ネット流入＋域外投資収益＋域外上場調達資金の還流）

中国政府はホットマネー流入を抑制するため、相次いで管理強化措置を打ち出している。2010 年 11 月に公布した「外貨業務管理を強化する問題の通知」(匯発[2010]59 号 以下「匯発[2010]59 号」と略称)では、外貨の流入・人民元転管理強化の対応策として、銀行及び企業に対し外貨管理を強化した<sup>3</sup>。また、2011 年 3 月に開催された 2011 年資本項目工作会議において、ホットマネー等外貨資金流入を抑制することを今年の資本項目管理の重点の一つとした。最近では、一部の地区において、土地保証金支払の名義での資本金人民元転が禁止される等、資本金の人民元転について管理強化の動きが見られている。

「通知」は、匯発[2010]59号を踏まえて、銀行に対し、人民元売買総合ポジション枠を更に縮小したほか、金融機関短期外債枠を更に削減する方向を示しており、今年4、5月に公布される予定の金融機関短期外債枠は2010年指標をベースに更に削減される見通しとなっている。一方、企業に関しては、貿易与信登記管理制度<sup>4</sup>において輸出前受と輸入延払の基礎比率<sup>5</sup>が引き下げられた。更に、仲介貿易の外貨管理は従来と比較して厳しくなった。

企業に直接係わる「通知」の主な内容は以下の通りである。

#### ◆ 貿易与信登記管理強化

貿易与信登記管理制度は、外貨流入・流出の監督管理を強化するために制定された管理制度である。当該制度は2008年7月に開始された後、外貨収支の実態に応じて、前受、延払及び前払に係わる基礎比率が段階的に調整されてきた。今回の「通知」は前受と90日超延払に対し、それぞれ基礎比率を従来の30%から20%まで引き下げた。(前受と延払に係わる基礎比率の調整は下表をご参照ください。)

項目	従来	今後
輸出前受の基礎比率	直前12月輸出収入の30%	直前12月輸出収入の20%
90日以上輸入延払の基礎比率	直前12月輸入総額の30%	直前12月輸入総額の20%

<sup>3</sup> 匯発[2010]59号は、ホットマネーの流入抑制管理強化の一環として、銀行に対して、人民元売買総合ポジション、金融機関短期外債枠と対外担保残高等管理を強化した。企業に対して、輸出外貨受取・人民元転オンライン管理、外商投資企業の域外出資者管理、域外上場会社募集資金の国内回収・人民元転管理を強化するとした。

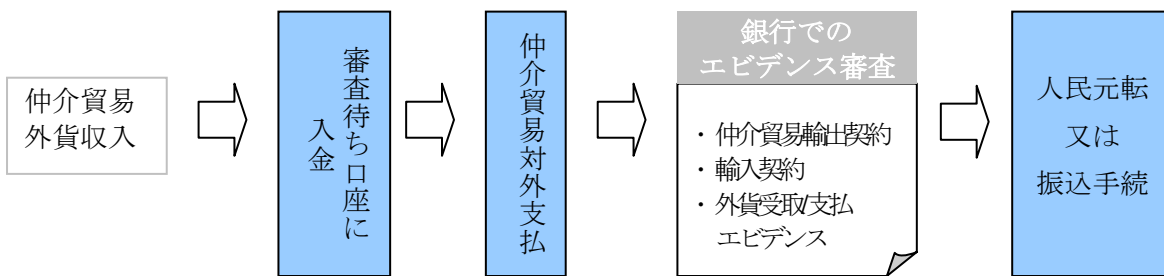
<sup>4</sup> 外貨流動への監督管理を強化するため、2008年7月に開始した管理制度であり、企業の輸出前受、輸入延払、輸入前払及び輸出ユーザンス回収に対して貿易与信登記管理を行っている。

<sup>5</sup> 基礎比率は、貿易与信登記管理制度に係わる概念で、国家外貨管理局が確定し、システム内で貿易与信登記を行う全ての企業について統一的に設定される。詳細については、本文に続く参考資料の部分をご参照。

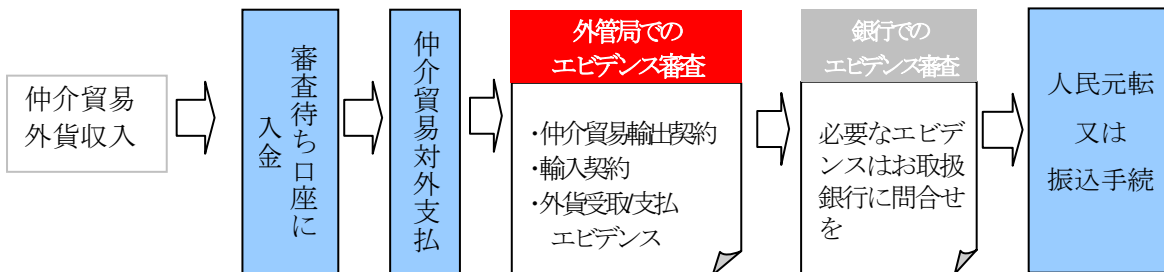
◆仲介貿易外貨管理強化

「通知」は、仲介貿易項目下の外貨収入につき、当該仲介貿易の対外支払をした後、人民元転またはその他の口座への振込が可能であるとした。また、仲介貿易収入の人民元転またはその他の口座への振込金額が当該取引の支出金額の 20%を上回る場合、関連エビデンスを持参し、外管局に申請しなければならないと規定している。(仲介貿易収入の人民元転または振込金額が支出金額に占める割合に抛りそれぞれ必要な手続については下表をご参照ください。)

【仲介貿易収入の人民元転または振込金額が支出金額の 20%以下の場合】



【仲介貿易収入の人民元転または振込金額が支出金額の 20%を超える場合】



上記の手続フローチャートは「通知」に基づく整理。関連業務の実際の取扱いは、取扱銀行又は現地の外管局の詳細を確認することが望ましい点ご注意ください。

「通知」は、国家外貨管理局による外貨流入・人民元転への管理強化に関する一連の措置の一つであるが、当面、外貨流入加速の情勢に変化が現れない限り、今後更なる管理強化の政策調整が続くものと思われる。具体的な措置としては、資本金人民元転の管理強化、金融機関短期外債枠削減等資本項目下の外貨管理強化措置、及びサービス貿易の外貨流入管理強化等、経常項目下における一連の管理強化措置が取られる可能性が高いと思われる。

以上

【参考資料】：

＜企業貿易与信登記管理制度＞

企業の輸出前受（\*1）、輸入延払（\*2）、輸入前払（\*3）及び輸出ユーザンス回収（\*4）に対して貿易与信登記管理制度を実施している。

◆ 企業がインターネットまたは所在地外貨管理局に出向き、<http://www.safesvc.gov.cn> の貿易与信登記管理システムにアクセスし、関連規定に基づき、輸出前受、輸入延払、輸入前払及び輸出ユーザンス回収の登記及び取り消し手続を都度行う。

（\*1）輸出前受とは、契約に明記した入金日が輸出日より前、また実際の入金日が輸出通関日より前の入金を指す。

（\*2）輸入延払とは、輸入貨物到着後支払の契約に明記された送金日が輸入日より後、または実際の送金日が輸入通関日より90日超の送金を指す。

（\*3）輸入前払とは、貨物輸入契約で約定された外貨支払日が契約で約定された輸入日より早い、または実際の外貨支払日が輸入通関日より早い外貨支払を指す。

（\*4）輸出ユーザンス回収とは、貨物輸出契約で約定された外貨受取日が契約で約定された輸出日より遅い、または実際の外貨受取日が輸出通関日より90日超の外貨受取を指す。

＜貿易与信の外貨受取（支払）可能限度額に関する残高管理＞

現行の制度では、企業の貿易与信外貨受取（支払）可能限度を残高管理に統一して実行している。

◆ 企業貿易与信の外貨受取（支払）可能限度額の計算方法：

企業貿易与信の外貨受取（支払）可能限度額＝企業の前12ヶ月の輸出外貨受取（輸入外貨支払）額×コントロール比率（\*）－[既に確認済みの貿易与信引出登記金額－貿易与信消込確認金額]

◆ 貿易与信登記管理システム中で行う引出登記が50,000米ドル相当額以下の前受、延払と前払はコントロール比率制限に組入れない。

◆ ユーザンス回収は暫定的にコントロール比率制限に組入れない。

（\*）コントロール比率＝基礎比率＋調整比率

● 基礎比率は、国家外貨管理局が確定し、システム内で貿易与信登記を行う全ての企業について統一的に設定される。

● 調整比率は、国家外貨管理局、各分局及び外貨管理部が、システム内で該当企業について個別に設定される（企業による申請が必要）。調整比率の設定は、企業の実際の必要性を満たすことを根拠とする。

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p><b>国家外汇管理局关于进一步加强外汇业务管理有关问题的通知</b></p> <p>汇发[2011]11号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：</p> <p>为防范跨境资本流动带来的金融风险，现就进一步加强有关外汇业务管理问题通知如下：</p> <p>一、进一步加强银行结售汇综合头寸管理。在对已开办远期结售汇业务的银行实行收付实现制头寸余额下限管理的基础上，进一步调整2010年11月8日收付实现制头寸余额为负数的银行的下限。其中：11月8日头寸余额低于-20亿美元（含）的，下限调整为该余额的40%；头寸余额在-20亿美元至0区间内的，下限调整为该余额的50%。银行现持头寸低于本次调整后下限的，应逐步增持头寸，最迟于2011年9月30日前调整到限额以内。未开办人民币业务并实行结售汇人民币专用账户余额管理的外资银行不适用上述规定。</p> <p>二、加强转口贸易外汇管理。转口贸易项下外汇收入应在企业进行相应转口贸易对外支付后方可结汇或划转。银行收到转口贸易外汇收入应当转入企业待核查账户；企业将转口贸易收入结汇或划转到经常项目账户时，应当向银行提交相应的转口贸易出口合同、进口合同、收汇及付汇凭证；银行审核相关单证后方可为企业办理结汇或划转手续。转口贸易收入结汇或划转金额超过相应支出金额20%的，企业应当持上述单证向当地外汇局申请；经当地外汇局核准后，银行方可为企业办理相应结汇或划转手续。</p>	<p><b>国家外貨管理局、外貨業務管理を更に強化する問題の通知</b></p> <p>匯発 [2011] 11 号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深セン、大連、青島、厦門（アモイ）、寧波市分局：</p> <p>クロスボーダー資金流動がもたらす金融リスクを防止するために、外貨業務管理の更なる強化に関する問題について以下の通り通知する。</p> <p>一、銀行人民元売買総合ポジション管理を更に強化する。既に人民元先物為替予約取引を取扱っている銀行に対して、実現主義で算出したポジション残高の限度下限管理を実施した上で、2010年11月8日に実現主義でのポジション残高がマイナスとなった銀行の限度下限を更に調整する。このうち、11月8日にポジション残高がマイナス20億米ドル以下の場合、下限は当該残高の40%に調整し、ポジション残高がマイナス20億米ドル～0の区間にあるとき、下限は当該残高の50%に調整する。銀行の現有ポジションが今回調整後の下限を下回った場合、ポジションを段階的に増加し、遅くとも2011年9月30日までに限度額以内に調整しなければならない。人民元業務を取扱わず、且つ人民元売買専用口座に対する残高管理を実施する外資銀行に上述の規定は適用しない。</p> <p>二、仲介貿易の外貨管理を強化する。仲介貿易項目下の外貨収入について、企業は対応する仲介貿易の対外支払の実施後に、当該収入を人民元転または振込みできる。銀行は仲介貿易の外貨収入を受取後、当該収入を企業の確認審査待ち口座に入金する。企業は仲介貿易の収入を人民元転または經常項目口座に振り込む際、銀行に相応する仲介貿易輸出契約、輸入契約、外貨受取及び外貨支払のエビデンスを提出しなければならない。銀行は関連エビデンスを審査後に、企業のために相応する外貨の人民元転または振込手続きを取扱うことできる。仲介貿易収入の人民元転または振込みの金額が対応する支出金額の20%を超えた場合、企業は上述の</p>

<p>三、下调预收货款和 90 天以上延期付款基础比例。将企业货物贸易项下预收货款或 90 天以上延期付款的基础比例，分别调减至其前十二个月出口收汇或进口付汇总额的 20%。</p> <p>四、加强金融机构短期外债管理。在 2010 年核定境内机构短期外债余额指标的基础上，进一步压缩 2011 年度境内机构短期外债指标规模，并适度调减存放同业、拆放同业规模较大银行的短期外债余额指标。</p> <p>本通知自 2011 年 4 月 1 日起实施。请国家外汇管理局各分局、外汇管理部尽快将本通知转发至辖内中心支局、支局和辖内银行；各中资银行尽快将本通知转发至分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>联系电话：010-68402450，68402313，68402446。</p> <p>二〇一一年三月十八日</p>	<p>エビデンスを持参し現地外管局に申請しなければならない。企業が現地外管局に許可を取得した後、銀行は当該企業のために対応する元転または振込手続きを取扱うことができる。</p> <p>三、前受と 90 日以上の延払の基礎比率を引き下げる。企業貨物貿易項目下の前受または 90 日以上の延払の基礎比率を直前 12 ヶ月の輸出受取総額または輸入支払総額の 20%まで引き下げる。</p> <p>四、金融機関の短期外債管理を強化する。2010 年に確定された域内機関短期外債残高枠をベースに、2011 年度の域内機関短期外債枠の規模を更に縮小し、また、インターバンクの預金・貸出の規模が大きい銀行の短期外債残高枠を適宜削減する。</p> <p>本通知は 2011 年 4 月 1 日より実施する。国家外貨管理局各分局、外貨管理部は速やかに本通知を管轄地域内の中心支局、支局及び銀行に転送し、各中資系銀行は本通知を分支機構に転送しなければならない。執行中に問題がある場合、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックすること。</p> <p>連絡先電話：010-68402450，68402313，68402446。</p> <p>二〇一一年三月十八日</p>
--	---

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯豐大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250  
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255